

二〇〇二年度の税制改正と企業の対応 (前編)

連結納税制度とその財源対策

後 宏 治

㈱タクトコンサルティング情報室長
公認会計士・税理士



平成一三年一月一四日、与党三党による「平成一四年度税制改正大綱」が公表された。今回の改正を一言でいうと、連結納税制度の導入以外には、めぼしい変更点がない改正であるといえる。ただ、大きな改正点がないものの、会社の実務に影響の与える項目もある。改正点のうち企業行動に影響の与える項目を重点的に取り上げ、概略と対応策を以下に述べていく。

連結納税制度の導入

経済界が長年要望していた連結納

税制度が二〇〇二年四月から導入されることと決定した。「膨大な法改正作業が平成一四年四月の実施に間に合わない」との理由で、一時はその導入の延期が決定的であった。しかし、経済界が組織再編税制の総仕上げの早期実現を求め、政治的な動きも巻き込んで、今年四月の導入で決着した。具体的なスケジュールは、五月の連休明けに法案を提出し六月の通常国会で可決し、極めて異例であるが、遡及して四月に実施する予定になっている。

連結納税制度は極めて技術的な制

度であり、その内容は複雑かつ詳細である。紙幅の関係でその詳細の説明は割愛し、連結納税のメリット・デメリットを比較し、会社がどのような行動をとるべきか、その考え方を整理する。

メリット

グループ各社の所得の通算

連結納税とは、企業グループ内の個々の法人の所得と欠損を通算して法人税を課税する仕組みをいう。連結納税制度の創設は、企業の組織再編を促進し、国際競争力の維持・強化と経済の構造改革に資するために

行なわれるものである。この場合、所得が合算される子会社の範囲は、一〇〇%完全(直接・間接)所有の子会社に限定される。

課税対象となる連結所得金額は、グループ内の個社の所得と欠損を通算して算出することになる。したがって、いままでも別法人ということによって、課税所得の赤字と黒字を通算することができず、グループ全体では非効率な納税を行っていた企業グループが連結納税制度を採用すると、グループ全体での納税額が減少することになる。

デメリット①

連結付加税二%

このように、親子会社の課税所得を通算して納税するのが連結納税であるが、その適用は、親会社の任意とされている。すなわち、各企業グループで連結納税を採用するか否かを検討し、親会社どちらか有利な方を選択できるのである。そのため、連結納税を採用するのは親子の所得を合算すれば税金が減少するグループが中心になるであろう。

それゆえ、連結納税制度の導入により、税収は恒常的に減少すること

が予想される。昨今の厳しい財政事情の中でこのような税収減の制度を導入することには当初から反対があったところであるが、経済界が租税特別措置法の撤廃等、税収減を補う犠牲を払うことにより、導入が決まったという経緯がある。ところが、国債三〇兆円の枠があらかじめ決められ、予想よりも減収幅が大きく試算されたところから、連結納税制度導入から最初の二年間に限って、通常の税率三〇%に加えて連結付加税二%が上乘せられている。

したがって、グループ全体でみると、減税にならないケースも当然出てくる。会社は、連結納税を「利用する・利用しない」で納税額のシミュレーションを行ない、有利なほうを選択するという合理的な行動をとることが予想される。そうであれば、連結付加税が付加される当初の二年間は、極端な話、グループ全体では赤字の会社しかこの制度を利用しないことが予想される。本来の利用が期待されている多くの国際優良企業グループは、二%の負担増を嫌って連結納税の採用を見送ることになるであろう。税収増の対策としての連

結付加税二%であるが、ふたを開けてみると、税収減の方向にしか作用しないものと考えられる。

デメリット②

みなし事業年度

連結事業年度は親会社の事業年度に合わせたものにならなければならない。商法上の営業年度は親子会社で異なってもかまわないが、連結納税をする場合には、親会社の事業年度に合わせて子会社で「みなし事業年度」を設定し、親子会社の事業年度を同じにして申告をしなければならぬ。

この規定は、租税回避を防止するために設けられたものである。すなわち、親子会社の決算期をずらすことによる「経費の付け替え」や「売上の恣意的操作」を行なわせないと目的で、決算期の同一化が求められるのである。

したがって、いままで、親子会社の決算期のズレを経理操作に用いていた会社が連結納税を適用すると、一切その操作ができなくなる。

また親子会社の決算期が異なると、実務的に、子会社の決算を年間二回（本来の決算と連結納税のための仮

決算）を行なう必要が生ずる。その手間や事務作業の負担は大きなものになる。連結納税を採用する予定のある企業グループでは、親と異なる子会社の決算期を変更する必要があるが、その事務作業の負担増をも考慮に入れて検討しておく必要がある。

デメリット③

グループ間寄付金損金不算入

連結グループ内の法人間の一定の資産等の取引は、時価で行なうことが原則となる。連結グループ内の取引なので、グループ全体を一つの納税主体と考えた場合には、いわば右のポケットから左のポケットにものを移し替えただけ（本支店間の資産の移転にすぎない）なので、その価額がいくらであろうとも、課税所得に影響を与えることはないというのが「連結」の理論的な考え方である。しかし、子会社が連結グループから離脱することも将来あり得るため、たとえ連結グループ内であっても、時価での取引を強制するのが税務の立場である。

なお、時価取引が強制されるのはすべての資産の取引ではなく、簿価が一〇〇〇万円以上の次の五つの資

産に係るグループ内法人間の取引である。

- (イ) 固定資産
- (ロ) 土地等（棚卸資産の土地も含む）
- (ハ) 金銭債権
- (ニ) 有価証券（売買目的の有価証券を除く）
- (ホ) 繰延資産

このように、グループ間取引は時価取引が前提とされる。そのうえで、その取引で生ずる譲渡損益を繰り延べるとというのが連結納税の基本構造とされている。すなわち、連結納税グループ間での取引は時価での譲渡が強制され、連結所得を計算するうえで、そのときに実現した（であろう）譲渡損益の計上が繰り延べられるのである。

ここで問題になるのが、グループ間の資産の取引が「適正な時価」で行なわれなかった場合の課税関係、すなわち、低額譲渡・高額譲渡の場合の課税関係である。たとえば、親会社が時価一〇〇万円の資産を一〇〇〇万円で連結子会社に売却した場合、差額の九〇〇万円は、単に子会社が親会社に反対給付なく経済的な

利益を移転したとみなされる。したがって、受け取った親会社では受贈益が計上され、支払った子会社では寄付金が計上されることになる。つまり、低額譲渡・高額譲渡を行なった場合、一方で受贈益が、他方で寄付金が計上されることになる。

注意すべきは、連結グループ間の寄付金は全額損金不算入になるという点である。したがって、低額譲渡・高額譲渡で計上された受贈益は連結グループ全体で課税され、寄付金は同グループで限度額計算をせずに損金不算入になるため、税負担が非常に大きなものになる。

現状の親子会社間の取引では時価というものにあまりこだわらずに行なわれることが多い。この時価と乖離した金額による親子間取引は、実質的に支援や救済の手段に用いられることがあるように見受けられる。しかし今後、連結納税制度を利用する場合には、あくまで独立第三者間の時価で取引を行なう必要が出てくる。「資産の時価とは何か?」は非常に難しい問題ではあるが、今後、連結グループ間の取引に適正な時価による取引が要求されることになる

ため、会社としては内部取引の時価に十分な注意を払う必要が生ずる。

デメリット④ 子会社の時価評価損益課税

連結納税を導入する際に、最も障害になるといわれているのが、連結納税適用時または連結グループ加入時点でその法人の有する資産について時価評価を行ない、その評価損益について課税を受けなければならないという点である。

連結納税は、親子で一体として所得を獲得しているという実態に対応して課税関係を律しようとする制度である。この視点のもとでは、個別ベースではなく、連結グループ全体が納税単位であると判断される。

ところで、単体課税と一体課税の間には、計算構造に大きな差異があるところから、この差異を利用した租税回避というものが必然的に生じてくるものと予想される。したがって、単体課税から一体課税に移るときは、単体課税の課税関係をいったん清算して連結グループに加入することが必要とされる。

このことから、連結納税制度を適用する法人について、その適用開始

の前後でみなし事業年度を設け、適用開始前の期間については単体納税制度の下で申告納付を行ない、適用開始以後の期間については連結納税制度の下で申告納付を行なうことが必要とされる。また、同じ理由から、連結グループに加入する法人(II加入法人)については、その加入の前後でみなし事業年度を設け、加入前の期間については単体納税制度の下で申告納付を行ない、加入以後の期間については連結納税制度の下で申告納付を行なわなければならない。

その際に、次の資産で、その含み損益が資本等の金額の二分の一または一〇〇〇万円のいずれか少ない金額に満たないものについては、直前の事業年度において、時価評価により評価損益を計上しなければならぬ。単体納税制度での課税関係を一切終了させてから連結納税制度に入ってからなければならないという趣旨である。

- (ア) 固定資産
- (イ) 土地等(棚卸資産の土地も含む)
- (ウ) 金銭債権
- (エ) 有価証券(売買目的の有価証券を除く)

(オ) 繰延資産

ただし、連結納税適用時については、親会社が連結納税を適用する場合や、親会社が五年間継続して子会社の株式の全部を直接または間接に保有していた場合など一定の場合には、この時価評価損益課税は不要である。また、連結グループ加入時については、連結法人が一〇〇%子会社を設立した場合や、親会社が適格合併等により法人の株式の全部を直接または間接に有することとなった場合には、やはり時価評価損益課税は不要とされる取扱いになっている。

なお、加入法人の決算日およびその加入の日が親会社の決算日の前後一月以内となっている場合には、加入法人について、みなし事業年度の特例が設けられる。

原則として、一定の場合の例外を除き、子会社を連結グループに取り込むときには、子会社の有する土地等の資産について時価評価を行ない、その含み損益をはき出して課税を受けなければならない。

子会社が古くから有する土地などを所有している場合には、含み益への課税が発生し、税負担が非常に大

大きくなる。現実問題として、このような子会社を連結納税グループに入させることはできない。問題なのは、親会社が連結納税を採用すれば、その一〇〇％の子会社は全部連結の対象になるという点である。すなわち、連結納税を採用しながら、ある一〇〇％の子会社は連結納税の対象とするが、別の一〇〇％の子会社は対象としないという選択は不可能である。したがって、連結納税を採用したが、含み益の大きな会社を連結対象にすることが不利であると判断されるならば、持分を少し分散して一〇〇％未満にしておくなどの対策が必要となる。

なお、この時価評価損益課税を行わない例外規定は詳細に定められる予定であるので、どのような場合に時価評価を行なう必要がないか、今後の規定を確認していく必要がある。

デメリット⑤

子会社の繰越欠損金の切り捨て

親子会社の所得を通算して算出される連結欠損金額は五年間で繰越控除される。連結納税採用後生じた連結繰越欠損金については特段問題な

く繰越控除されるが、連結前に生じている繰越欠損金の控除関係が問題となる。

この点、親会社の有する連結前の欠損金は制限なく連結上五年間で繰越控除できる。その理由は、単体納税と一体納税は異なる実態に応じた全く異なる制度であるから、単体から一体へ、一体から単体へと変更がある場合には、それまでの課税関係をいったん清算するのが原則である。しかし、親会社の有する連結前の繰越欠損金は、租税回避のおそれがないので、その引継ぎおよびその繰越控除が認められる。

他方、子会社の有する連結前の欠損金は連結グループへは持ち込ませない取扱いになっている。租税回避防止の観点および連結納税制度の創設に伴う税収減への財源措置の必要性から、子会社の連結前欠損金の持込み制限の規定がつけられている。

まとめると、連結納税制度の適用開始前に生じた欠損金額および連結グループ加入前に生じた欠損金額について、親会社等のものを除き連結納税制度の下での繰越控除の対象外とされている。

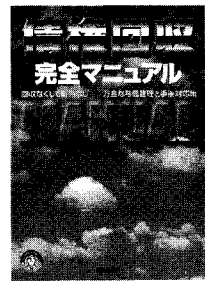
債権回収完全マニュアル

森井英雄著
A4判 256ページ
定価8,000円 (税・送料別)

回収なくして販売なし——万全な与信管理と事後対応策

会員特別価格 7,000円 (税・送料別) ※送料1部520円

信用調査、保証、担保、倒産兆候のつかみ方、倒産時の債権回収、倒産の態様まで、「早く」「多く」「確実に」債権を保全・回収する完全マニュアル——本書は、倒産事故の防止と、不幸にして倒産事故に遭遇したときの債権の回収策を時系列で取り上げ、わかりやすさを基本に、随所に書式・図表を盛り込みながら、全部で7章で成り立っている。



ご購入のお申込み・お問合せは清話会出版部まで TEL:03-3262-0181 FAX:03-3264-4677
このページを拡大コピーして、下記のお申込み欄にご記入のうえ、FAXで送信していただいてもかまいません。

ご購入部数	ご社名		
	部	ご担当者名	部 様
ご住所 〒		TEL ()	
		FAX ()	

この点で留意が必要なのは、連結グループ加入時点で子会社の時価評価損益課税が行なわれる場合である。すなわち、子会社の有する土地などに含み損がある場合、連結グループ加入時点で時価損益課税を行ない、含み損を吐き出さなければならぬが、その含み損は子会社の繰越欠損金に含まれることになる。他方、連結納税ではその繰越欠損金は繰越控除できない取扱いになっているので、結果として、子会社の有する含み損も切り捨てになってしまうのである。

制度導入のスケジュール

連結納税制度は平成一四年四月一日以降開始し、かつ、平成一五年三月三十一日以後に終了する事業年度から適用することになる。ところで、連結納税の適用開始には国税庁長官の承認が事前に必要とされている。平成一四年四月一日からよいドンで適用を開始しようとするれば、平成一四年九月三〇日までに国税庁長官に申請書を提出し、その事業年度終了の日までに承認を受けなければならぬ。そうすれば、その事業年度(一四年四月一日)から連結納税制度を適用することができる。とする

と、法案の全容が明らかになり制度の概要が固まる六月以降九月末までの間、連結納税を採用するかしないかを検討する時間はあまり多くないものと考えられる。

以上のように、連結納税にはメリットとともにデメリットもたくさんある。税収減対策として導入された個別制度がたくさんあり、連結納税を採用すれば不利になる場合も多くなる。予想される。したがって、事前に有利・不利の慎重なコミュニケーションが必要となるであろう。すなわち、連結納税採用によるグループ間の課税所得の通算により今後長期的に減少する税額と、連結子会社で切り捨てられる繰越欠損金、制度適用時の時価評価損益課税、連結付加税二%の二年間の影響を総合的に判断していかなければならない。

また、連結納税は同一グループである企業グループに経済実態に応じた課税を行なうものである。このことは、実態として自社グループをどのように構成し構築するかということにストレートに結びつく。

いままで恣意的に拡大してきた企業グループの場合には、これを機会

にグループ全体のあり方や株式の持ち合い構造を見直し、経済的にも税務的にも最も有効な組織形態を模索していかなければならないであろう。また、あるべき組織のあり方を実現するために、合併・分割等の企業組織再編成の各種手法を利用しつつ、組織再編時点での税負担を最小にするとともに、将来の連結グループの長期的な税負担を最適にする方向で、組織全般を見直す必要性も出てくるものと思われる。

受取配当金の益金不算入制度

課税ベースを拡大して連結納税制度導入による税収減をカバーするために、受取配当金の益金不算入割合が、八〇%から五〇%に段階的に引き下げられる。すなわち、受取配当金のうち五〇%(改正前は二〇%)が課税されてしまうことになり、二重課税が行なわれることになる。また、同時に特定負債利子の制度が廃止されている。その結果、益金不算入になる金額がその分だけ減少し、税額が増加することになる。これら制度は、会社が連結納税を採用して

の法人に適用される税制改正であることに注意が必要である。

受取配当金の益金不算入制度は、法人間配当の二重課税を排除するために設けられている制度である。二五%以上保有の特定株式等に係る配当金は全額が益金不算入になり、課税されることはない。特定株式等以外の株式に係る配当金は、改正前は八〇%が益金不算入になり、二〇%が課税されている。

改正により、特定株式等以外の株式に係る受取配当金の益金不算入割合は一般の事業会社は五〇%まで引き下げられ、中小法人は三年間かけて引き下げられる(八〇%↓七〇%↓六〇%↓五〇%)。理論としては、特定株式等以外の株式であっても全額が益金に不算入され、課税されないようにするのが当然であるが、税収不足を補うため、理屈ではなく政策で課税範囲を広げている。

二五%以上所有している場合とそうでない場合で、税額に大きな差が生ずるため、会社としては、持株比率を見直すなど、関連会社を中心としたグループ経営のあり方を考えるよい機会になると考えられる。

種類	内容	益金不算入割合	
		改正前	改正後
特定株式等	発行済株式の総数の25%以上を所有かつ6カ月以上引き続き保有	100%	100%
特定株式等以外	上記以外	80%	50%

また、特定利子とは、一般事業会社の場合、社債利子や長期借入金利子をいい、配当の元本となる株式の取得とは関係のない負債に関する利子である。現行の受取配当金の益金不算入制度では、当期の負債利子（借入金利息など）のうち配当等の元本である株式に係る部分の金額を算出し、その金額を受取配当金から控除して益金不算入額を計算する。その際には、控除される負債利子か

ら株式の取得と無関係の負債に対する利子（特定利子）をマイナスすることになっていて、したがって、八〇%を乗ずる前の益金不算入対象額は次の算式で計算される。

受取配当金 - (負債利子 - 特定利子)

受取配当金(益金不算入対象額)

今回の改正で、特定利子を控除することが廃止されることになった。改正後にはいまままで控除しなかった長期借入金等の利息が、受取配当金と相殺されることになる。計算上、

益金不算入額が減少することになり、結果として増税になってしまう。

したがって、負債と株式を別法人にすることが有利な手法である。持

株会社を考えている場合には、その負債の額をできるだけ抑えるなり、

少なくする必要がある。その場合には、株式交換・移転や会社分割の制

度を上手に利用して効果の高い組織再編を計画することが大切になる。

退職給与引当金制度の廃止

今回の改正では、連結納税制度導入に伴う税収減に対応した財源を確保するため、退職給与引当金制度そのものが廃止される。この変更も、

連結納税を採用しているいないに関わりなくすべての法人に適用される。退職給与引当金は、従業員に支給する将来の退職金の支払いに備えるため、会計上引当てが認められているものである。しかし、税務上、この退職給与引当金はその事業年度終了の日までに債務が確定していないので、原則的には損金の算入が認められない。

しかし、会計慣行を尊重して、退職給与引当金として税務上一定の金額の計上が認められている。すなわち、

当期末の退職給与要支給額の増加額が原則として損金に算入されるが、退職給与引当金の期末残高は、

当期末退職給与の要支給額の二七%または給与総額の六%が上限とされるため、上限額を超える金額は損金算入することはできないことになっている。

平成一四年度改正により、この退職給与引当金の繰入額は、制度そのものがなくなるので、損金算入することはできなくなる。退職給与引当

金で留保した引当額は、将来の支出に備えるものであるため、会社の資金繰りを良好にする効果を有する。

この引当てができなくなるので、会社の資金繰りに不利な影響を与える可能性が大きくなる。

さらに、過年度に引き当てられた退職給与引当金の税務上の残高は、中小法人等は一〇年間、その他の法人は四年間で取り崩して益金に算入することになる。すなわち、多くの会社では、退職金の期末要支給額の二七%が退職給与引当金として貸借対照表に計上されているので、一般

法人の四年で取り崩すと、平成一四年度および一五年度についてはその残高の3/10ずつ、平成一六、一七年度では2/10ずつ、中小法人の一〇年なら毎年1/10ずつ課税所得が増加する。この取り崩しに係る課税

は、資金の裏付けがない利益に対する課税になるため、金額が大きな会社では、資金に与える影響も大きくなるものと思われる。

なお、事業承継の観点からは、純資産の算定上控除される負債項目の退職給与引当金がなくなるため、非公開自社株の相続税評価額の「純資産価額」が自動的に増大してしまう

点に留意が必要である。

(1月第4週号に続く)